

## ソビエトにおける学校自治の 思想と制度（その2）

小 島 弘 道

（その1）の内容(1)

はじめに、学校自治をどう認識するか

- I 国民教育基本法 '73にみる現行学校自治の構図 1. 学校自治の原則—単独責任制と合議制の共存、2. 生徒・学生、親の学校自治への参加規定、3. 教育協議会と学校自治、4. 父母委員会の性格、5. 父母委員会と学校自治、6. 幼稚園父母委員会規則の場合
- II 学校自治の原基的形態 1. 学校協議会—学校集団（教職員と生徒）と労働者住民による合議制、2. クループスカヤの学校自治の思想、3. 20年代の学校自治 4. 校長権限の確立の方向と学校協議会の変化

以下、本稿（その2）

### I 校長の単独責任制の確立

#### 1. 学校について '31

20年代半ば頃から進行した学校自治における校長の責任制の方向は31年8月25日付、共産党中央委員会決定「小・中学校について」（以下、学校について'31とする）で決定的となり、単独責任制がここに確立したのである。それは学校自治における校長の単独責任と行政機関の指導的役割ということであり、同時に教育指導における教師の指導性の確立という内容も持っている。行政権限の確立と専門職支配の方向といえよう。それは子どもの自治が学校集団を構成する集団として学校の基本的事項を審議、決定することへ参加するということでの自治でなく、もっぱら教育を受ける対象として子どもの生活を組織する自治のように限定されてくる過程でもある。学校について'31は「学校管理と学校指導」の章を第5章に設定し、学校管理の変更が重要な課題であることを明言している。そこでは

党中央委員会は……中略……学校活動の質の改善は、教育人民委員部の諸機関の側からの、学校にたいする指導の質の決定的な向上なしには不可能であり、また個々の州、地区の諸民族の特殊性などの、政治的経営的意義を考慮し、国民教育のすべての分野において、委任された仕事にたいする厳格な責任を確立して、それらの諸機関を直接的・具体的で細部に及ぶ指導に急速に移行することなしには、不可能であることを強調する。……中略……

同盟諸共和国教育人民委員部は、学校管理における単独責任制の実現を保証すること。この仕事において、労働組合組織は国民教育諸機関に必要な援助を与えること。同盟諸共和国

教育人民委員部は、教師の活動を実際的に援助し、学校活動の質に対する教師の責任を高め、自己の職責をわきまえている忠実なる教師を見い出して、彼らを激励しなければならない。学校の児童自治機関の活動は、それが主として、学習の質の向上と学校においての意識的規律の強化とに向けられるような方法で、これを提起しなければならない<sup>(2)</sup>

学校については'31は、革命以来、学校自治を学校集団（教職員と生徒）と労働者住民が支えてきた体制＝合議制にピリオドを打った歴史的な決定である。学校について'31の背景には20年代後半に広くみられた学校死滅論とそれにもとづく教育実践、学校自治があったことを忘れてはならない。'31でいう「現在における学校の根本的欠陥は、学校における教授が一般教養的知識の十分な範囲のものを与えておらず、またテクニクおよび上級学校のために、完全な読み書きのできる人びと、科学の基本（物理、化学、数学、母語、地理など）をよく習得している人々を養成するという課題を、満足には解決していないことにある」、この原因が、教育と生活の結びつきという原則、学校の教えるというこれまでの基本的役割を失い、学校は死滅して、工業・企業、生活（経験・運動）、自然が学校にかかわってすぐれた教育機能をもつようになるのだ、と同時に教師もまた死滅するのだという学校死滅論にあったと指摘されたのである<sup>(3)</sup>

20年代半ば頃からの校長の責任制と行政の指導的地位の確立の方向は、20年代後半にみられた学校死滅論のなかでどうなっていたかをみることは大へん興味がある。この点についての研究はわが国では皆無であるし、ソビエトでもあまりみられないようだし、はっきりはしないが、おそらくは学校令'18の、学校集団（教職員と生徒）と労働者住民の合議制による学校自治の原則が最もよく生かされ、実現されていたのではないかと推測されるのである。つまり、学校について'31で学校管理と学校の指導の章をおこして、その改善を求めざるをえなかったのは、それが示すように、教育指導における教師の指導性、教育トータルな運営における校長の責任、それら総体に対する行政の指導性がないか、もしくは少なかつた客観的事実＝学校自治における学校集団と労働者住民による、より徹底した運営があったからだと考えられるのである。集団主義教育の思想家実践家として30年代後半から高く評価されたマカレンゴはこのような状況を前に集団維持と運営の原則として、単独責任制の原則を打ちたてた人である。彼は38年の「ソビエトの学校における教育の問題」のなかで学校における単独責任制の必要を述べている。彼は校長は学校で最も責任のある人、国家の代表者であり、ただ一人の全権をもった、学校の教育者であり、すべての教職員は彼の直接の指揮のもとに活動しなければならないとしたのである。中央集権制の確立の方向と校長の単独責任制のなかで、マカレンゴの思想はそれを支える理論と実践として支持されていったと思われるのである。

## 2. 諮問機関化した学校協議会

このように学校自治における校長の単独責任制が確立されたことは、同時に学校協議会の性格にも変化をもたらさずにはおかなかった。それをみる直接の資料は限られているので、ここでは「初等学校・準中学校・中学校令」（1934）のなかでたしかめてみよう。これは第3章「学

校の管理と指導」で校長、副校長、教師と学級担任、校外教師、校内生徒組織、学校の仕事への勤労者の参加のそれぞれについて規定している。最後の規定にある学校協議会についてみていきたい。

43条 勤労者を学校のすべての仕事に積極的に、最も広汎に参加させることはソヴェト・ポリテクニクの学校の基本原則の一つであって、それは「学校会議」（学校協議会のこと—引用者）という形で実現される。学校会議は生徒の父兄、学校協力委員、労働者・集団農場員および事務家たちの委員、ならびに学校を援助する賛助者たちの定期的集会である。住民との連結を強化する目的をもって、学校は勤労大衆に対して絶えず報告をなすことを要する。

44条 学校会議は諮問機関であって、学校の仕事に対してプロレタリア的管理を行うものである。学校会議はつぎのものによって編成される。①地方ソヴェトまたは地方執行委員会の代表、啓蒙活動家同盟の代表、地方党組織およびコムソモール（共産青年同盟）組織の代表、工場委員会の代表、集団農場首脳部の代表、およびピオニール（共産少年団）の代表の各1名ずつ、②その学校が連繫している企業および集団農場の労働者および集団農場員の特別の集会において選ばれた代議員、1名ないし3名、③学校内の生徒組織の代表者、学校会議の議長は、その学校の校長である。

45条 学校会議はつぎのことをする。①学校会議は学校生活のすべての基本的な問題を審議する。それは、学校の仕事の質の向上、ポリテクニクの基礎に立っての学校の改革、および生徒の一般教養的知識の向上のための対策案を審議する。②学校会議は国家・地方・企業・集団農場の社会的=政治的生活、および地方の文化的建設に、学校を参加させる方策を立てる。③学校会議は、人民教育の問題についての中央および地方のソヴェト機関の指令および命令を学校において実現する方策を立てる。④学校会議は労働者集団農場員の広汎な大衆を学校援助の仕事に引きいれる。⑤学校会議は学校の経営的および衛生的状態の最も重要な問題を審議し、学校の物質的状态の改善の問題に社会的な諸機関と勤労大衆とを引きいれ、個々の生徒を物質的に援助するための手段をとる。⑥学校会議は学校工場および学校作業室ならびに企業における、また学校農園における生産の生産的労働の組織に協力する。⑦学校会議は教育課程、生産計画および教育の方法を審議する。⑧学校会議は学校長、副校長、学級担任者および教師に委任された仕事の状況についての彼らの説明報告を聴取する。

46条 学校会議の各員は、学校管理の管轄に属する任意の問題を、各自の発意によって、会議の審議に上提する権利をもっている。

47条 学校会議は年4回召集される（学年の初め、冬休み中、春休み中、および学年の終り。）

48条 一定の学校で学習している子弟の父兄集会、一学年間に少くとも二回、学校長によって召集される。集会に出席するものは選挙権を持っている父母にかぎられる。

49条 学校会議には、協力委員会を設けることができる。協力委員会は、学校長のすべての仕事、特に、学校の教員・教材の基礎の確保および個々の貧困な生徒への物質的援助の実現の分野において、学校長に協力することを目的とする。協力委員会を構成するものは選挙権を所存している父兄の代表者たちである（傍点—引用者）<sup>(4)</sup>

この規定によれば学校協議会は校長の単独責任制を原則とした学校自治を運営していく諮問機関であり、そこで労働者住民・父母・子どもの教育意思を反映することにより「プロレタリア的管理を行なうとしている。諮問機関であることとともに注目すべきは教職員集団がその構成員とはされていないことである。また父母の代表もメンバーでないことである。48、49条をみると父母は学校への協力・援助するという限りでその存在がいられているのである。これらについての解明は今後の課題としたい。また、議長である校長、学校協議会、国民教育部の権限関係ははっきりしていない。34年の時点では学校について31の校長の単独責任制の方向が三者の権限関係を明記するまでに至らなかったのであろうが、いずれにしても校長の単独責任制の確立は定着したようだ。コンスタンチーノフ監修『世界教育史②』のなかで引用されている、1943～45年の各年度を総括して、全ロシア国民教育会議の席で教育人民委員のポチョンキンが「校長は学校の唯一の主人公であり、教師はクラスの命令者であり、相応の全権をもっている。われわれはできるだけ教師の権威を高めなければ」といっているのはこの時期の学校自治の性格をリアルに浮彫<sup>(5)</sup>にしている。

校長の単独責任制と学校協議会の諮問機関化はスターリン時代にはいついっそう徹底され、フルシチョフ改革まで続くのである。ダロホフは著『国民教育の管理』（1965）のなかで教育協議会（学校協議会の後進<sup>(6)</sup>）が学校を集团的に管理する機関として成立したのは最近のことであるといひ、1952年（スターリン時代）にはまだ教育協議会規則は校長に付属する諮問機関にしていたといっている（1952年10月20日付の「ロシア共和国の初等学校・8年制学校・中等学校の教育協議会規則」のことを指しているのであるが、詳細にたしかめられないのが残念である）。

1956年に出版された『教育学』（ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国教育科学アカデミー著、カイーロフ監・矢川徳光訳『ソヴエトの教科書・教育学』I、II、明治図書）では教育協議会についての説明がある（「教育者会議」と訳されている）。ここでの記述は1952年の規則にもとづいていると思われる。まず教育協議会の意義として、学校の生活の根本的な問題を解決するさいに、集团的意思を表明することにあるとし、その性格は校長に所属する諮問機関であって、学校の教育活動の諸問題を討議するために設置される。メンバーは校長（議長）、教務主任、全教師、司書、校医、最年長ピオネール指導員、父母委員会議長。その基本的任務は次のとおり。

学校についての党と政府との指令の遂行にかんする方策の討議、普通教育の実現、学校の教授＝教育作業の改善、教師たちの理論的武装、すぐれた経験の研究と普及、教師集団・生徒組織・親たち大衆の作業の目的志向性と見とおしの確保である。教育者会議のメンバーはだれでも、学校の教授＝教育作業の改善に関係のある諸問題を、じぶんの創意によって会議の検討にのぼす権利をもっている。教育者会議の決定は、それが校長によって確認されたら、会議の全メンバーにとり、学校管理にとり、学校の諸組織にとって義務的なものとなる。校長の意見と教育者会議の大部分のメンバーの意見とに食い違いがあるばあいは、校長

は決定を実行するのではなく、そのことについて、国民教育部に報告する義務をおびる。国民教育部は一週間以内に自己の最終決定をおこなって、そのことを校長と教育者会議とに通知せねばならない。教育者会議の基本的任務の一つは、教育上の諸問題の解決にたいして統一の態度をつくりあげること、ひとりびとりがじぶんに委託された作業（教科、学級、図書館、委員会など）についてだけでなく、学校の全活動についても、じぶんに責任があると感じるような、むつまじい、団結した集団を創造することである。教育者会議の討議にのぼる原則的な問題は正しく選択されることがおおいに重要である。会議の討議にかけられるのは教師たちをもっとも興奮させている諸問題——思想的＝政治的教育、科学的＝無神論的宣伝、総合技術教授、規律的教育、生徒たちの職業選択の準備にかんする問題である。……中略……、教授法研究会は本質的には教育者会議の委員会であって、この会議の指導のもとでその仕事をおこなっている（傍点—引用者、351～2頁）。

### 3. 合議制復活の方向

1956年のスターリン批判以後、国民教育管理の民主的改革が日程のぼってきた。教育の中央集権制—官僚統制のシステムを改革し、地方、住民、当事者の参加による管理原則—民主集中制の原則＝「国民教育の基本的事項の計画と指導は中央集権的に、その実施は地方分権的に」(7)の方針に転換していき、地方行政の権限、校長の裁量の増加とともに住民の教育への参加権限の拡大の道が用意されていったのである。教育協議会の役割と権限もこうしたパースペクティブのなかで改革の対象とならざるをえなかったのである。ダロホフによれば、教育協議会は以前には学校の活動計画、校長や教務主任の報告を審議するだけであつたとするならば、現在、教育協議会には学校の活動計画を承認し、金メダルと銀メダルの授与、生産教育プランの承認、学校からの除籍する問題の決定など、学校の最も重要な諸問題を解決する権限がある。いかえれば、現在は教育協議会は多くの場合、決定権をもっているのだ。教育協議会の規定がかつたことは、教育過程の再組織を課題とする学校教育の再編成という現段階でとりわけ大きな意義をもっているという(8)(ダロホフが上書を執筆した時点での規定は1959年「8年制学校規則」と「労働教育をとまなり中等普通教育労働総合技術学校に関する規則」—いずれもロシア共和国閣僚会議決定による承認—とそれにもとづく1960年の「8年制学校、中等普通労働総合技術学校および夜間制(交替制)中等普通学校の教育協議会規則」を指す)。規則'60はたしかめられなかったので、「8年制学校規則」の第5章、教育協議会からその性格をみていきたい。

33条 学校における基本的教育問題を審議するた、教育協議会が設置される。教育協議会の構成は、校長(議長)、教務主任、普通教科と労働教育担当の教師、司書、上級生ピオネール指導員、校医、父母委員会議長、学校協力企業もしくは機関の代表からなる。教育協議会は学校と生活を結びつけること、普通教育と総合技術教育および労働教育の水準を向上させること、教授と教育の方法を改善するという問題や、すぐれた教師と学校の実践について審議する。また学校の活動計画、校長と教務主任から教育活動全般について報告を承

認し、生徒の進級や除籍の問題を解決したり、教師、学級主任、ピオネール指導者、校医、その他の学校教職員の報告をきく<sup>(9)</sup>。

規則'60では、教育協議会は学校活動に関する合議制による指導（合議的指導）を行なう常設の機関との性格規定をもっていた。合議的指導による決定が校長の意見と一致しなかった場合はどうなるかについて知りたいところだが資料的に不十分である（規則'70ではその決定の執行を見合わせ、国民教育部の裁定をあおぐ<sup>(9)</sup>ということで、校長の単独責任制の原則にもとづく合議制である。おそらく規則'60でも基本的には同様なのであろう）。

しかし、規則'60で一応、教育協議会が意思決定機関となったけれども、そのことで問題がすべて解決されたのではなかった。つまり規則'60は①教育協議会と他の組織との相互関係を規定しなかったこと、②教育協議会の構成を拡大するという問題は、結局、解決していないといわれる。ロシア共和国教育省による新規則案ではコムソモール組織の書記、生徒委員会議長、学校寄宿舎の教師、事務担当校長補佐を正会員の資格で教育協議会を加えることでその構成を拡大すること（規則'60では校長、教務主任、教師、司書、上級生ピオネール指導員、校医、父母委員会議長、学校協力企業の代表）、教育協議会の権限（校長、主任）、およびその他の職員を配転するかどうかについて、教育協議会の意見と具申を国民教育部の審議に付す権利と、校長の報告を承認する権利）を拡大すること、教育協議会の決定に強い拘束力をもたせること（この決定は協議会のメンバーだけでなく、校長にとっても義務であるということは固まっている）がなされている。

といってもこの規則案ではまだ民主化が不徹底だとダロホフはいう。つまり①校長の選挙制の問題と、そのことと関連した、校長と教育協議会との新しい相互関係はそこには見い出せないこと（1961、2、3年頃、教師集団による校長の選挙が実験的に行なわれた<sup>(10)</sup>一筆者注）そのため校長の選挙制の実施に関連して、校長は自分の活動について教育協議会で報告するという校長の義務をつよめるべきであり、校長の活動が不十分であると認定された場合にはその校長をかえ、ほかの校長を選ぶことを提起するという教育協議会の権利をつよめるべきである。また校長が教育協議会の議長であることは諮問機関の性格をもつことになるので、議長は校長でなくてもよいのである。②教育協議会と父母委員会の共同活動の形態については何もいわれていないこと。父母委員会には教育協議会と共同で学校の活動計画を承認し、その他の最も重要な学校活動の諸問題の解決に参加する権限を与えることが望ましい。③教育協議会は特別に資格をもったもの（一般住民ではないこと一筆者注）の合議的管理機関となっていること、経験と知識をもった人を教育協議会に加えるべきだ。④教育協議会の開催数を多くしてその活動の質を高めるべきであること。半年に2回しか召集されないでは、実際には校長が単独で決定しなければならぬからだ。<sup>(11)</sup>

以上のように、ダロホフは学校自治の民主化の方向＝諮問機関化した教育協議会から実質的な決議機関への改革を、60年前後に求めながらも、しかし実現せず60年代の課題であったことを指摘している。この課題の解決もしくは解決への努力は70年代を待たねばならない（実際そこでなされたのが民主化にふさわしいものであったかについては多くの問題が残る）。しかしそ

の課題は60年代には達成されていない。たとえば、オゴロドニコフ編著『教育学』のなかで教育協議会の位置づけ、認識をみていこう。

本書はロシア共和国教育省と「教育」出版社の共催による、教育大学用教育学テキストのコンクールで審査員の推薦を受けたものである。事実、その構成、内容はしっかりしており推薦に値するものであったといえよう。本書は教育学テキストのなかで“良書”として社会的に承認されたものだから、教育協議会の記述もソビエト教育界、社会の認識を代表するものといってよい。第23章、学校の管理と指導の第2節、校長、教育協議会、教授法研究会のところでは教育協議会についてその性格を次のようにいっている。「教育協議会は諮問機関である。しかしその決定は教師集団のすべての意思を反映するがゆえに、教育協議会の権威はひじょうに大である。教育協議会が決定した事項を教師と校長は守る義務がある」<sup>(12)</sup>と、ここでは学校自治における教育協議会のもつ存在、位置は大きいことを確認しているが、諮問機関であることが前提である。これは校長の単独責任制が学校自治の原則とされたからにはほかならない。つまり校長は学校の活動の状態に全面的に責任をもち、すべての国家組織、社会組織に対して学校を代表し、その命令は学校教職員全員が守らなければならないと校長職の性格の一般的規定をしながら、「校長は単独責任者である。正しく理解された単独責任制は学校の集団指導制を斥けるものではなく、逆にそれを前提とするものである。校長が党組織と労働組合の意見や教育協議会の意見を考慮しないところでは、学校の指導はうまくいかない。また校長がこれらの組織によって支配されている場合でもうまくいくものではない。学校指導における単独責任制と合議制がうまく組み合わせられた場合だけが高い水準の学校指導が可能なのである」(傍点—引用者)<sup>(13)</sup>と指導している。本書は単独責任制を土台にそれを支え、補完するものとして合議制の存在を承認し、それとの共存の可能性をいっているのである。こうした認識は60年代ではきわめて常識であったのであって、前述のダロホヴの問題意識はどちらかといえばラジカルであったといえるのではないだろうか。このように60～70年にかけて、教育協議会はかなり改善されていったとみることができる。そこでの改善の基本的方向は校長の単独責任制を基礎に、補助的機能をもつものとされる合議制の共存形態が求められたのである。次に、ダロホヴが1965年の時点で指摘した教育協議会の民主的再編成がその後の規則、法のなかでどのように位置づけられ、実現されていったかをみていこう。

## II 学校自治民主化の指標と到達レベル

### 1. 学校自治民主化の指標

現行法制による学校自治の原則にみられる、いわゆる民主化の指標と到達レベルを教育協議会の分析を軸に考察するために次のような視点を設定した。第一は、学校自治の範囲、権限である。それは学校の教育活動全般—教育目標の設定、教育課程の編成、教育実践、財政などにわたっている。第二は、教育協議会が学校自治のなかで占める位置と役割である。これは教育協議会が校

長の補助機関かもしくはそれに近いものなのか、それとも学校自治の中心的機関として意思決定機関であるのかということである。つきに教育協議会の構成ということである。それは①構成比率、つまり学校教職員、生徒、父母、住民(団体)などの数の割合、②構成(参加)資格、どのような資格で参加し、構成範囲はどの程度までかの要素からなる。

まず、学校令'18では、学校協議会は学校の最高の意思決定機関として存在していたことは、学校自治は「学校自治の管理機関」(27条)であるという前出の条文に照らし明らかである。校長の単独責任制の原則はそこでは支配的となっていない。これは校長、教師の住民による選挙制があったこと、何よりも学校が直接、住民の統制・支配下にあるべきだということ、つまり住民自身による学校自治、教育自治がその理念とされていたことによる。第二の視点からは、学校令'18では参加資格は学校関係者だけにとどまらず、労働者住民にまで広げられ、さらに高学年の生徒も含まれていた。これは学校自治の担い手として生徒、労働者住民が学校関係者と対等な関係で位置づけられていたことをいみする。対等の関係をより実質的なものとして確立するために労働者住民、生徒がそれぞれ学校教職員の4分の1、あわせて学校協議会メンバーのほぼ3分の1を占める事実である。3分の1という構成比はきわめて大きな比率であったといわなければならない。このように、学校令'18では学校自治の原則が学校協議会による合議制方式に求められていたという基本型が描き出される。

学校自治民主化の指標から学校令'18を分析すれば、以上のようになるが、学校令'18にソビエト学校自治の原点を求めるとして、ここでの原則がその後のソビエト社会でどう展開、修正、度更していったかについてはすでにみてきたとおりである。規則'70は、学校教育にかかわる基本的事項について審議するということでは60年代の規定とは基本的な変化はない。教育協議会の性格も校長の単独責任制を学校自治の原則としつつ、その補助機能として位置づけている。その14条で校長が教育協議会の決定と一致しない場合には、決定の執行を停止し、それについて国民教育部に報告、国民教育部が指導しつつ、最終決定するというしくみを規定している。校長がよろしいと承認しなければ教育協議会の決定は効力をもたないということで、校長の意思が学校自治の第一次的な位置をもっている。このことは教育協議会の構成比率をみるとそうならざるをえない客観的状况があることでも明らかである。教育協議会は補助的機能をもつとはいえ、審議し、そこで決定したことが、校長の意思によって一時執行停止し、行政機関の最終決定をまつものであっても、ひとつの重要な意思形成機能をもっていることは事実である。ただ学校教職員にくらべて、それ以外のメンバーはコムソモール組織の書記、父母委員会議長各1人であって、数のうえでは圧倒的に学校教職員が多い。学校令'18とくらべてみればその大幅な後退は歴然としている。しかも校長と教職員の、さまざまな面での権限関係をみても校長の意思が教職員の意思をリードし、優位しているという構図が浮かびあがってくる。たとえば、中等普通教育学校規則(ソ連邦関係会議決定、1970)では教職員に対する、かなり包括的な支配、指導権限が与えられており、教職員の職務分掌の決定、学級担任の決定、教職員の賞罰、すぐれた教師に対する表賞の内申などの多岐にわたるつよい権限をもっていることが



わかる。事実、教師の教育指導の実際を授業参観をとおして見て、それを評価することは校長の重要な職務の一つとされているのである。

また、教育協議会のこれまでの構成資格では教職員、上級生ビオネール指導員、父母委員会の代表、学校協力企業、機関の代表とされていたが、規則'70では学校協力企業、機関の代表は正構成員からはずされ、社会団体の代表、生徒自治会の代表、生徒の父母が必要に応じて招待され、審議権（決定権はない—筆者注）を行使することができる<sup>14</sup>とされている。このことは構成の拡大とみることができるが、構成範囲を学校関係者により限定し、その他は必要に応じて招待される臨時的なものとなったことでも多くの制約があるとみることができる。

## 2. 教育協議会運営の実際

「教育協議会—それは学校の顔である」とスホムリンスキーがいったように、ソビエトでは学校の重要な組織と考えられている。ここでは教育協議会運営の実際はどうなっているかについて具体的にみていきたい。ソビエトで第二のマカレンコといわれ、長年、校長をつとめてきたスホムリンスキー（70年死去）の著『バプルスィンカ中等学校の記録』（1969、笹尾道子訳『教育の力を信じて』）のなかから教育協議会の実際をみてみよう。規則のなかでのその活動内容はすでにみたとおりであるからくりかえさない。新学年がはじまる前に、教育課程の内容を審議し、教育課程でこまかく規定することができない実際技能のリストをつくる。こうして小学校で習得すべき単語のリストを承認することが伝統となったという。また、校長と教務主任が参観した授業について報告する。その報告では教育のなかでおこる重要な問題—生徒の知的労働の積極性、学習過程での知識の発展と深まり、知識の実践への応用、成績不良の予防、道徳的信念の形成などが分析される。こうして集団的思考・結果である教育協議会の決定は、集団の意思としてすべての教師によって遂行される。教育協議会では教師集団の意見だけでなく、父母委員会の意見も考慮される。たとえば、教育協議会のメンバーである父母委員会の代表が、歴史担当の教師はしごとの態度がまじめでなく、課業の準備をおろそかにし、自分の知識を高めようとしなかったため、彼をしごとにつかせないように要求したこともあったことを記している<sup>14</sup>。

もう一つの事例でみていこう。いくつかの学校では校長もしくは副校長が授業を参観し、その結果の報告を教育協議会の席上で聞く。この報告は授業参観によって教師の活動にすぐれたものと、好ましくないものを見い出せた時に意味がある。たとえば、教師のかなりの部分が新しく、以前に学習した教材を定着させるというしごとを十分やっていないことがはっきりするならば、しっかりした知識の問題、それがまえもって予定されていないものまでも教育協議会の議事とすることができる。授業参観によって、他の教師たちにすすめてもいすぐれた価値をもった授業であるならば、校長の報告は先駆的な実践を広めていくことになる<sup>15</sup>。

以上のように、教育協議会の実際の運営の一部をみてきたが、このことによってもかなり実質的な審議にわたるものであることを知ることができる。これについてわが国の研究者も次のようにいっている。「教職員会議（教育協議会のこと—引用者注）では、各四半期の作業計画、前半

期の反省などが総括されるが、問題が具体的に提起され、個人別に遂行すべき課題が討議される点に特色がある。すぐれた成果をあげた場合も、指導上の欠陥がみられる場合氏名をあげて論議されるため、会議は非常にきびしいものであるとともにきわめて効率の高いものであるといわれている。<sup>16)</sup>

(注)

- (1) (その1)については『教育行財政研究』第6号(関西教育行政学会編1977)に掲載されている。
- (2) 『ソ連邦の国民教育』160～161頁、邦訳にあたり、矢川徳光著『ソヴェト教育学の展開』(春秋社、1950)を参考にした。
- (3) 学校死滅論については前掲矢川徳光著を参照
- (4) 『新教育事典』(平凡社、1949)の「ソヴェトの教育」の項(矢川執筆)からの引用
- (5) コンスタンチーノフ監修『世界教育史』(大崎・勝田・浅川共訳、青銅社、1954) 282頁
- (6) 学校協議会が教育協議会へと名称変更するのは、1943.4.7付「教育協議会の規則」からである。
- (7) ゲ.ア.ダロホフ著『国民教育の管理』18頁、1965、法律図書出版、モスクワ
- (8) 同書、77頁
- (9) 『ソ連邦の国民教育』201～202頁
- (10) 『小学校』誌、1963、№5
- (11) ゲ.ア.ダロホフ前掲著、78～79頁
- (12) イ.デ.オゴロドニコフ著『教育学』366頁、1968、教育出版、モスクワ
- (13) 同書、364頁
- (14) スホームリンスキー著『教育の力を信じて』(笹尾道子訳、新読書社、1974)84～88頁
- (15) ヴ.ベ.ストレジコジン著『教授過程の指導監督』76頁、1972、教育出版、モスクワ
- (16) 川野辺敏著『ソヴェト教育制度概説』188～189頁、新読書社、1976

<ことわり>

印刷の都合で、雑誌、文献等のロシア語名を出すことができなかった。